

○越谷市住居表示整備審議会条例

昭和 39 年 7 月 24 日  
条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、越谷市住居表示整備審議会の設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第 2 条 住居表示整備事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議をするため越谷市住居表示整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市の農業委員会の委員
- (4) 市の職員
- (5) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (6) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部総務管理課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年条例第 48 号)抄

この条例は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 58 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。